

印鑑登録証明書の交付について

- ◎ 千葉市内の各区分市民総合窓口課、市民センター、連絡所に、千葉市の印鑑登録証（※旧市民カード）を持参された方が、「登録証番号」と「住所・氏名・生年月日・性別」を申請書に記入していただいた場合、証明書を交付いたします。代理人選任届や委任状は不要です。また、本人確認資料も不要です。
- ◎ 紛失等により印鑑登録証（※旧市民カード）がない場合は、再度、印鑑登録が必要となります。
- ◎ マイナンバーカード（IC）を利用して全国のコンビニで、休日、夜間等も証明書が取得できます。

印鑑登録申請手続き手順（参照：登録できる印鑑）

- ◎ 登録は、千葉市に住民登録されている15歳以上の方です。（被後見人の方は、印鑑登録できません）
- ◎ 登録できる場所は、千葉市内の各区分市民総合窓口課、市民センターならどこでも可能です。（連絡所不可）
- ◎ 登録者本人の確認を行うための3種類（身分証明書、保証人、照会書）の登録方法があります。

本人が窓口（各区分市民総合窓口課または市民センター）に申請に来られますか？

（はい） 本人申請

（いいえ） 代理人申請

運転免許証、旅券、マイナンバーカード等、官公署の発行した身分証で写真付（写真が透明カバー等で密閉されていない場合は割印したもの）のものを持参できますか？

代理人が下記の①②を持参します。
① 印鑑登録をしようとする方が自書した「代理人選任届」（押印してあるもの）
② 登録しようとする印鑑

（はい）
登録予定の
印鑑を持参し申請

（いいえ）
千葉市で印鑑登録済の方に、「保証人」になってももらえますか？

（保証人がある場合）

（いない場合）

照会書方式（回答書の書式を本人へ郵送）

保証人方式で登録

「本人であることを保証します」として印鑑登録申請書の保証書欄に、住所、氏名、生年月日、印鑑登録番号を保証人の方に自書していただき、その方が千葉市に登録してある「登録印」を鮮明に押印していただきます。

本人が
窓口で回答書（照会書）を持参する場合

持参するもの
① 登録者本人が自書し、登録しようとした印鑑で押印した回答書（照会書）
② 登録しようとする印鑑

代理人が
窓口で回答書（照会書）を持参する場合

1 登録者本人が下記の①②に自書する。
① 回答書 ② 回答書内の代理人選任届
2 登録しようとする印鑑を必ず押印する。
3 代理人が持参するもの
① 回答書（1で記入したもの）
② 登録しようとする印鑑
③ 代理人の印鑑（ゴム印不可、署名でも可）
④ 登録者本人及び代理人の名前確認資料

登録（印鑑登録証の交付） ※ 印鑑証明は、印鑑登録証により、その場で申請できます。